

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	1
公告	1
公告	2

## 告 示

土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………2  
 教育委員会告示  
 秋田県教科用図書採択地区の設定の一部改正(一四・教育庁総務課)……………2  
 人事委員会公告  
 平成十八年度秋田県職員採用試験公告三件……………3  
 平成十八年度警察官採用試験公告……………5

## 告 白

型底びき網漁業、小型底びき網漁業とえび・つぶかこ漁業を併せ営む漁業  
 小型底びき網漁業とべにずわいがにかこ漁業を併せ営む漁業又は小型底びき網漁業とこち網を使用して営む漁業を併せ営む漁業

### 告 示

漁業災害補償法の規定に基づく漁業区分の変更(五七〇・水産漁港課)……………1  
 過疎地域自立促進特別措置法による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の実施(五七一・下水道課)……………1  
 建築基準法による道路位置の指定(五七二・雄勝地域振興局建設部)……………1  
 公告……………1

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………2

秋田県告示第五百七十号 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条第一項第二号の規定に基づき定めた同法第百四条第一号に掲げる漁業に係る区分のうち船川・脇本・船越・天王加入区に係るもの一部を次のとおり変更したので、公示する。 平成十八年七月十四日 秋田県知事 寺田典城	1 沖合底びき網漁業、小	1 沖合底びき網漁業、小
変 更 後	変 更 前	

秋田県告示第五百七十一号  
過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定により、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第百七十五号)第八条第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年七月十四日  
秋田県知事 寺田典城

公共下水道の名称	工事の区間及び区域	工事の内容	工事の開始の日
大仙市特定環境保全公共下水道	幹線管渠 大仙市南外字赤平台野百六十九番一から字上野十六番一 地先まで 終末処理場 南外浄化センター 大仙市南外字赤平台野百十番六、百十番八、百十番九、百十三番三、百十三番四、百六十二番四、百六十二番五、百六十三番一、百六十三番三、百六十四番、百六十五番一、百六十七番七、百六十九番一、百六十九番五、百七十番三、百七十五番二、百七十七番一、百七十七番三及び百八十四番	幹線管渠及び終末処理場の設置	平成十八年七月十四日

秋田県告示第五百七十二号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十八年七月十四日

秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名 秋田県湯沢市字鶴館二十八番地一 株式会社 羽後不動産 代表取締役 石 成 久 一	道路の位置の指定箇所 湯沢市字両神四十七の内	道路の延長 七十九・七三メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年七月四日
--	---------------------------	---------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第五百七十三号  
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項  
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建  
 築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規  
 定に基づき、公告する。  
 平成十八年七月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 秋田県湯沢市古館町八番八十一号 北都不動産 有限会社 代表取締役 柴 田 金 男	道路の位置の指定箇所 湯沢市字前島六十番四	道路の延長 十五・九四メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十八年七月六日
--	--------------------------	--------------------	----------------	--------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六  
 項の規定により、能代北部土地改良区から次のとおり役員  
 の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公  
 告する。  
 平成十八年七月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名  
 能代市坂形字堂ノ後百三十六番地 鈴 木 一  
 " " 字鳥形十八番地 小 栗 正 春  
 " " 竹生字竹生九十七番地 村 上 進  
 " " 比八田字八幡下四十六番地 工 藤 勝  
 八峰町峰浜内荒巻字家ノ上四十四番地二 本 多 金 雄  
 能代市磐字栗山二十八番地一 大 谷 忠 弘  
 八峰町峰浜小手萩字上台二十七番地 神 馬 勤  
 " " 石川字稲子沢七十五番地 福 士 久 紀  
 能代市比八田字八幡下三十八番地 佐 藤 順 一  
 " 外荒巻字北山ノ上十二番地 佐 々 木 正 悦

二 能代市坂形字堂ノ後百四十七番地 鈴 木 耕 一  
 " 竹生字竹生百七番地 佐 藤 正 弘  
 " 磐字銭ヶ台二十番地 木 村 正  
 就任理事の住所及び氏名  
 能代市坂形字鳥形十八番地 小 栗 正 春  
 " 竹生字竹生百七番地 佐 藤 弘  
 " 坂形字堂ノ後百四十七番地 鈴 木 耕 一  
 " 比八田字八幡下四十六番地 工 藤 勝  
 八峰町峰浜内荒巻字家ノ上四十四番地二 本 多 金 雄  
 能代市竹生字竹生百九十六番地 金 谷 隆 夫  
 八峰町峰浜石川字稲子沢七十五番地 福 士 久 紀  
 " " 小手萩字上台二十七番地 神 馬 勤  
 能代市磐字栗山二十八番地一 大 谷 忠 弘  
 " 比八田字八幡下百四番地 佐 藤 親 徳  
 " 外荒巻字北山ノ上十二番地 佐 々 木 正 悦  
 磐字銭ヶ台四十九番地 船 木 稔  
 " 坂形字堂ノ後百三十二番地 小 栗 博  
 退任監事の住所及び氏名  
 八峰町峰浜小手萩字秋の城三十五番地 佐 藤 栄 一  
 能代市竹生字竹生百八十七番地 永 井 儀 博

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十四号  
 秋田県教科用図書採択地区の設定（平成十七年五月十七日秋田  
 県教育委員会告示第十号）の一部を次のように改正し、平成十八  
 年七月五日から適用する。  
 平成十八年七月十四日

四 能代市坂形字堂ノ後百四十四番地 佐 藤 盛 光  
 就任監事の住所及び氏名  
 八峰町峰浜小手萩字秋の城三十五番地 佐 藤 栄 一  
 能代市竹生字竹生百八十七番地 永 井 儀 博  
 " 坂形字堂ノ後百四十四番地 佐 藤 盛 光

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項  
 の規定により、大仙市花館土地改良区から申請があつた定款変更  
 について、平成十八年七月七日認可したので、同条第三項の規定  
 に基づき、公告する。  
 平成十八年七月十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県教育委員会委員 鈴木 良男

名 称	構成市町村名
鹿角地区	鹿角市、小坂町
大館・北秋田地区	大館市、北秋田市、上小阿仁村
能代・山本地区	能代市、藤里町、三種町、八峰町
男鹿・南秋田地区	男鹿市、鷹巣市、五城目町、八郎潟町、井川町、大瀬村
秋田地区	秋田市
由利本荘地区	由利本荘市、じこ荘市
大仙・仙北地区	大仙市、仙北市、美郷町
横手地区	横手市
鷹巣・雄勝地区	鷹巣市、鷹巣町、東佐野村

人 事 委 員 会 公 告

人事委員会規則 4 - 5 (職員の任用) 第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成18年7月14日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 試験の種類及び程度  
短大卒業程度試験  
高校卒業程度試験
- 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	1	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事します。

短大卒業程度	看護師	10	太平洋療育園、脳血管研究センター、Uハビリテーション・精神医療センター等に勤務して専門的技術業務に従事します。
	臨床検査技師 臨床工学技士	2 1	
卒業程度	保健師	2	知事部局の課又は地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事します。
	農 業	1	
高校卒業程度	学校栄養士	5	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事します。
	一般事務	2	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事します。
短大卒業程度	総合土木電気	1	知事部局の課又は地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事します。
	警察事務	3	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事します。

3 給与  
初任給(平成18年4月1日現在)は原則として次のとおり支給される。

試験区分	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業	医療職給料表(三)	2級1号給~2級5号給	178,300円~186,700円
		1級17号給~2級1号給	165,000円~176,100円
大卒	医療職給料表(三)	2級5号給~2級11号給	186,700円~198,800円
		2級5号給~2級11号給	186,700円~198,800円

程度	学校栄養士	医療職給料表	1級11号給~2級1号給	154,200円~176,100円
	上記以外の職種	行政職給料表	1級15号給	151,000円
高校卒業程度	全職種	行政職給料表	1級5号給	138,400円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当及び寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(短大卒業程度試験のうち、「看護師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」、「保健師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者が就職が制限される在留資格のものは受験できない。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は受験できない。

(1) 短大卒業程度試験

- ア 一般事務及び農業  
昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれたい者が受験できる。
- イ 看護師  
昭和46年4月2日以降に生まれた者であつて、看護師の免許を有するもの又は平成18年度中に実施する看護師国家試験で看護師の免許を取得する見込みのものが受験できる。
- ウ 臨床検査技師  
昭和54年4月2日以降に生まれた者であつて、臨床検査技師の免許を有するもの又は平成18年度中に実施する臨床検査技師国家試験で臨床検査技師の免許を取得する見込みのものが受験できる。
- エ 臨床工学技士  
昭和54年4月2日以降に生まれた者であつて、臨床工

学技士の免許を有するもの又は平成18年度中に実施する臨床工学技士国家試験で臨床工学技士の免許を取得する見込みのものが受験できる。

オ 保健師

昭和54年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成18年度中に実施する保健師国家試験で保健師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

カ 学校栄養士

昭和54年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成19年3月31日までに同免許を取得見込みのものが受験できる。

(2) 高校卒業程度試験

昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者が受験できる。

ただし、学校教育法による大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校を卒業した者又は平成19年3月31日までに卒業する見込みのもの又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認めるものは受験できない。

5 試験の実施日、場所及び方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成18年9月24日（日）

イ 場所

秋田県庁正庁（秋田市山王4丁目1-1）

秋田県議会大会議室（秋田市山王4丁目1-1）

秋田県庁第2庁舎大会議室（秋田市山王3丁目1-1）

秋田県社会福祉会館（秋田市旭北栄町1-5）

上記いずれかの会場で実施する。（詳細は受験票を返送の際に知らせる。）

ウ 短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「看護師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」及び「保健師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は、第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成18年9月29日（金）に、県庁正面公告板に受験番

号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施予定日及び場所

平成18年10月17日（火）及び10月下旬から11月上旬に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査（電気）を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成18年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の「看護師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」、「保健師」及び「学校栄養士」の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許を取得する見込みの者が、「看護師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」及び「保健師」については平成18年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成19年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 予定時期

原則として平成19年4月以降。ただし、短大卒業程度「看護師」で看護師の免許を有する者については、平成19年1月以降に採用される場合がある。

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリオン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成18年7月18日（火）から8月4日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成18年8月4日（金）までの消印のあるものに限る、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018（860）3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成18年7月14日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類及び程度

大学卒業程度試験（職務経験者採用）

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
行政	3	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。

3 給与

初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、経歴その他の事項を勘案の上決定する。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当及び寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

次の1及び2の要件を満たす者とする。ただし、日本の国籍を有しない者、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者及び現に秋田県職員である者は、受験できない。

(1) 昭和47年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれた者

(2) 民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべ

での公務員をいう。)としての職務経験年数を除く。)が5年以上ある者(平成19年3月31日までに5年に達する者を含む。)

- 5 試験の実施日、場所及び方法等  
 (1) 第1次試験

ア 実施日  
 平成18年10月15日(日)

イ 場所

秋田県庁第2庁舎大会議室 秋田市山王3丁目1番1号  
 都道府県会館 東京都千代田区平河町2丁目6番3号

ウ 方法

大学卒業程度の教養試験及び論文試験を行う。また、論文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成18年10月20日(金)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- (2) 第2次試験

ア 実施日

平成18年11月11日(土)及び11月12日(日)(予定)

イ 場所

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

- (3) 資格調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等について行う。

- (4) 最終合格者の発表

平成18年11月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- 6 採用の方法及び予定時期

- (1) 方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、民間企業等における職務経験年数が平成19年3月31日までに5年に達する見込みの最終合格者で、平成19年3月31日までに職務経験年数が5年に達することができなかつた者は、採用候補者名簿から削除される。

- (2) 予定時期

平成19年4月以降

- 7 受験手続

- (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

- (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

- (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成18年7月18日(火)から8月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成18年8月4日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

- 8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4.5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
 平成18年7月14日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

- 1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験(身体障害者採用)

- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	1	知事部局又は教育庁の課及び地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事します。

- 3 給与

初任給(平成18年4月1日現在)は原則として行政職給料表1級5号給~21号給(月額138,400円~月額159,700円)が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当及び寒冷地手当等の諸手当がそれぞれその支給要件に応じて支給される。

- 4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれたる者(学歴は問いません。)

イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者

ウ 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能なる者

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員とすることができない者は、受験できない。

- 5 試験の実施日、場所及び方法等

- (1) 第1次試験

ア 実施日

平成18年9月17日(日)

イ 場所

秋田県議会大会議室(秋田市山王4丁目1-1)

ウ 方法

高等学校卒業程度の教養試験及び作文試験を行う。ただし、作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成18年9月21日(木)に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- (2) 第2次試験

ア 実施予定日及び場所

平成18年10月12日(木)に、秋田市において行う。

イ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

- (3) 資格調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等について行う。

- (4) 最終合格者の発表

平成18年10月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

- 6 採用の方法及び予定時期

- (1) 方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

- (2) 予定時期

平成19年4月以降

7 受験手続  
 (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成18年7月18日(火)から8月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成18年8月4日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)3253)を行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成18年7月14日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

1 試験の種類、区分及び実施機関

(1) 種類

平成18年度警察官採用試験

(2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、埼玉県、千葉県及び神奈川県 の各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員(人)			
		秋田県	埼玉県	千葉県	神奈川県
警察官B	高等学校卒業程度	29	2	2	2
女性警察官B	高等学校卒業程度	2			

警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県を第2志望とすることはできない。

3 職務内容及び給与

(1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与(平成18年4月1日現在の秋田県の例)

学 歴	給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
高等学校卒業程度	公安職給料表	1級1号給	156,200円

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤続手当及び寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

試験区分	実施機関	年 齢	性 別
警察官B	秋田県	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	
	埼玉県 千葉県 神奈川県	昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官B	警視庁	昭和51年9月18日から平成元年4月1日までに生まれた男性	
	秋田県	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女性	

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成19年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

5 試験の実施日、場所及び方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日、場所及び方法

実施日	場 所	試験の方法
平成18年9月16日(土)	秋田県警察学校 (秋田市新屋勝平台9-2)	体力検査及び身体検査
平成18年9月17日(日)	秋田経済法科大学 (秋田市下北手桜字守沢46-1)	高校卒業程度の教養試験及び作文試験

イ 合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B  
平成18年10月6日(金)に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合  
平成18年11月上旬～中旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施予定日

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B  
平成18年10月23日(月)及び11月上旬(予定)

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合  
平成18年11月下旬(予定)

イ 場所

秋田市

ウ 方法

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B  
第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及

報 告 公 報 秋 田 県

び身体精密検査を行う。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

(ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成18年11月下旬に、県庁正面公告板等に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成19年1月中旬以降に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視總監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視總監又は警察本部長は及び提示された者の中から採用者を決定する。

(2) 予定時期

平成19年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1F総合案内窓口、総合生活文化会館(アトリオン)インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成18年7月18日(火)から8月4日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成18年8月4日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860))

3253 秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018(863)1111 内線2623~2624)又は県内の各警察署に行うこと。  
(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

正 誤

ページ	誤	行	誤	正
平成十八年三月二十八日(号外第二号)掲載の秋田県告示第三百十五号(職業及び補償法の規定に係る加入区及び漁業区分の(原簿改正))				
1	ト	11	あひるの葉	あひるの葉
"	"	17		
"	"	111		
"	"	177		
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	111	"	"
"	"	177	"	"
"	"	"	"	"
"	"	111	"	"
"	"	177	"	"
"	"	"	"	"
"	"	111	"	"
"	"	177	"	"

平成十八年六月三十日(第七百八十九号)掲載の秋選管告示第六十七号(各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数)

六	六
下	下
終りから	終りから
二	二
一四、五九七	一四、五九七
一三、〇九九	一三、〇九九
一三、一一一	一四、五七二

—  
—  
—  
—  
—

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail: matsubara@matsumarasatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

